

第 7 回

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会 提 出 案 件

日 時 平成16年 1 月22日 午後 2 時
場 所 秋田キャッスルホテル
4 階放光の間

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 議案第28号特別職の職員の取扱いに関する件撤回の件 | 1 |
| 議案第33号 補助金等の取扱いに関する件 | 3 |
| 議案第37号 障害者福祉、老人・福祉医療事業の取扱いに関する件 | 5 |
| 議案第38号 児童福祉等事業の取扱いに関する件 | 7 |
| 議案第39号 高齢者福祉事業の取扱いに関する件 | 9 |
| 議案第40号 生活保護関連事業の取扱いに関する件 | 11 |
| 議案第41号 介護保険事業の取扱いに関する件 | 13 |
| 議案第42号 その他の福祉事業の取扱いに関する件 | 15 |

議案第28号特別職の職員の取扱いに関する件撤回の件

平成15年12月24日提出の議案第28号特別職の職員の取扱いに関する件については、次の理由により撤回したいので承認を求める。

平成16年1月22日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

撤回理由

編入される河辺町および雄和町の特別職の職員は全員失職することとなり、合併後の処遇を予め協議する必要はないと判断したことから撤回しようとするものである。

議案第28号

特別職の職員の取扱いに関する件

河辺町および雄和町の特別職の職員の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

河辺町および雄和町の特別職の職員の取扱いについては、秋田市長が合併後に別途定める。

平成15年12月24日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

議案第33号

補助金等の取扱いに関する件

補助金等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

補助金等については、秋田市の制度に統一するものとする。

ただし、一部の補助金等については、当該制度の目的を勘案して調整するものとする。

平成16年1月22日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

議案第37号

障害者福祉、老人・福祉医療事業の取扱いに関する件

障害者福祉、老人・福祉医療事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

障害者福祉、老人・福祉医療事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、乳幼児医療費助成事業については、河辺町および雄和町の合併前の受給者に限り平成17年8月1日に秋田市の制度に統一する。

平成16年1月22日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

議案第38号

児童福祉等事業の取扱いに関する件

児童福祉等事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めらる。

児童福祉等事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、廃止する。

平成16年1月22日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

議案第39号

高齢者福祉事業の取扱いに関する件

高齢者福祉事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めらる。

高齢者福祉事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、廃止する。

平成16年1月22日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

議案第40号

生活保護関連事業の取扱いに関する件

生活保護関連事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を
求める。

生活保護関連事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、
河辺町および雄和町に係る生活保護業務については、合併時に県から
引き継ぎ秋田市が実施する。

平成16年1月22日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

議案第41号

介護保険事業の取扱いに関する件

介護保険事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

介護保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、介護保険料は、平成16年度分までに限り不均一賦課するものとし、平成17年度に新たな保険料を設定するため、第2期介護保険事業計画の見直しを行う。

平成16年1月22日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

議案第42号

その他の福祉事業の取扱いに関する件

その他の福祉事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を
求める。

その他の福祉事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、
河辺町の総合福祉交流センターの管理運営については、現行どおりと
する。

平成16年1月22日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久